

平成30年度 第3回 豊田市国民健康保険運営協議会 議事録（要約表記）

日 時 平成30年12月20日（木）午後2時～4時
会 場 豊田市役所 南52会議室

《出席委員》 城戸 よしみ（被保険者代表）
12名 近藤 榮子（被保険者代表）
鈴木 みさ子（被保険者代表）
高橋 恭弘（被用者保険代表）
伊藤 直史（保険医薬剤師代表）
大澤 守（保険医薬剤師代表）
吉田 哲也（保険医薬剤師代表）
柿島 喜重（公益代表）※ 会長
大高 日出子（公益代表）※ 職務代理者
小松 直之（公益代表）
丸山 真（公益代表）
藪押 光市（公益代表）

《欠席委員》 松井 尚美（被保険者代表）
5名 黒川 照明（被保険者代表）
深沢 英二（被用者保険代表）
高橋 昌久（保険医薬剤師代表）
近藤 栄治（保険医薬剤師代表）

《事務局》 中川 恵司（市民部長）
11名 兼子 雅彦（市民部副部長）
成瀬 文浩（（保）総務課長）
杉本 正弘（国保年金課長）
加藤 勝樹（国保年金課副課長）
堀江 芳恵（国保年金課担当長）
兵藤 隆裕（国保年金課担当長）
中村 賀彦（国保年金課担当長）
中根 紘子（国保年金課担当長）
須賀 淳子（国保年金課主査）
山本 美晴（国保年金課主事）

《傍聴者》 1名

- 1 会長あいさつ
- 2 協議会の成立
- 3 議事録署名者の選任
議長が議事録署名者に鈴木みさ子委員を指名
- 4 議 事

【協議事項】「平成31年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について」

(事務局) 資料に基づき審議経過の概要を説明。その後、答申案全文を読み上げ。

(議長) 1ページの「第1 審議経過」について意見はあるか。

(委員) 今まで審議してきた結果のため特はない。

(委員) 特はない。

(委員) 前回までの審議内容のため特はない。

(議長) 2ページの「第2 答申内容」について意見はあるか。

(委員) しっかりまとまっている。

(議長) 3ページの「第3 その他付帯意見」について意見はあるか。

(委員) 保険税の滞納削減に向けた取組は、レセプト点検とは切り離れた方がよいのではないか。

(事務局) 保険税収納についての取組を一つの段落にするという意見だが、他の委員からも、その方がよいということで賛同があれば訂正をさせていただく。収納率については、力を入れており、中核市ではトップの収納率であるが、これに甘んずることなく取組を続けていきたい。

(議長) かなり努力をしている現状ではあるうえでの提案ではある。他に意見はあるか。

(委員) 答申内容について質問がある。3ページの本算定結果提示後の考え方について、仮算定から本算定結果が増額した場合と減額した場合の両方の考え方が書いてあるが、これは、見込みとしてはどちらになりそうか。再協議になった場合の時間軸を教えてほしい。

(事務局) 本算定結果は、今のところどちらになるか分からない。30年度は仮算定結果より本算定結果の方が減額になった。31年度は、消費税の値上げについてであり診療報酬にどのように影響するのか分からない状況である。仮算定では、県が消費税の値上げ分を組み込んでいない。本算定で組み込まれるかどうか分からない部分もある。本算定は、消費税のことも増額になる可能性があると思っている。豊田市の保険税必要額については、消費税の値上げ分も加味しているので、恐らくその範囲内にはなるだろう。これからのタイムスケジュールについては、県からの本算定結果が1月15日に公表される。その結果をみて、再審議が必要かどうか判断する。今回、本算定結果提示後に考え方の中で、増額が基金残高を超える場合は、再審議を実施するとさせていただいている。基金残高が約20億円あり、これを超える増額は想定しがたいが、その場合は再協議の招集をさせていただく、という予定となる。

(委員) 今、基金の話があったが、30年度の積立金額が未定のため、残高が約

20億円ということだが、いつごろ分かるのか。過去2年みると4億円、10億円と積立できている、この傾向が継続するのであれば積立ができそうである。

(事務局) 保険給付費の請求が3か月遅れになり、現在12月の時点では、9月までに実績をもとに算定しており、その段階だと、また年度が半分しか終わっていないので、これから医療費がどのように伸びていくか分からない状況であるが、今年度については前年度の繰り越しがあるので、多少の積立ができると思う。なぜ、前年度繰越ができるかという、29年度までは、豊田市単独で運用しており保険給付費が不足しては困るので、多少の余裕をみて予算編成をしていたが、30年度以降は、県が保険給付費を全部負担してくれるため、シビアに保険給付費を見込んでいる。今までは、保険給付費が急激的に伸びる分を5%ほどみていたが、もうみなくてもいい状況のため、基金の積立はあまりあてにできない。それでも30年度は、まだ積立額は分からないが、多少はできるのではないか。

(委員) 消費税アップ分についての算定は、1月15日の時点でも明確にはならない。診療報酬の改定も含めてどういう影響があるのか。今まさしく議論し始め、医科の部分でどう反映させるのか、薬価については、一度下げた状態でそうみるのかとか、いろいろ議論がある中で、1月15日には、一旦わかる範囲で決めるしかない。来年度、実際の保険給付がどうなるかは結果をみないと難しい。ある一定の範囲の中で決断せざるを得ないと思う。

(議長) 収納率の確保について、別記すべきだという意見があったがどうか。

(委員) 収納率は、県下中核市で一番である。しかし、前年度の滞納金がいくらあり、これだけ努力したら、これだけ減ったという説明が一切されてない。数字が出てこない。口座振替を推奨しているが、払う気のない人に口座振替を勧めても、口座に残高がなければ回収できない。滞納削減に向けた取組とレセプト・医療費の適正化を交えて記載すると不明確になるため、はっきりと区別してはどうか、との思いで提案した。

(事務局) 第1回運営協議会の報告事項で、国民健康保険税の滞納削減の取組について、収納率の推移や現年度の滞納繰越分の保険税の不足、収入ができない金額はお示しし、それから29年度の取組実績、30年度新たな取組を、毎年、第1回運営協議会の時に報告をしている。今後も報告させていただくのでご容赦いただきたい。口座振替の勧奨については、納付書で納付していると、納付期限をうっかり忘れてしまうケースがあるが、口座振替の場合、残高があれば収納できる。そういううっかり忘れを防止することができるかと捉えている。

(議長) 債権放棄は5年だったか。

(事務局) 時効は5年である。例えば、行方不明だとか、どうしても納税ができない理由がある場合は、執行停止をすることで、短くなることもある。

(議長) 甘んじて、年数経ったら債権を放棄するのではなく、収納の努力をしてほしい。

(議長) これをもって本日の運営協議会では、この内容で答申をさせていただく。本協議に提出された案件はすべて終了した。

〈議事終了により、会長議長を降りる〉

以上